

2010年11月4日

青森県知事 三村 申吾 様

青森県生活協同組合連合会
会長 井筒 智義

灯油に関する要請書

謹啓 晩秋の候、貴職におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、日頃より生活協同組合の事業・運営にご協力をいただき心より御礼を申し上げます。

さて、青森に住む私たちにとって暖房は不可欠であり、「灯油」はその主力エネルギーとして欠くことができない生活必需品です。灯油が適正な価格で安定的に供給されることがすべての県民の願いです。

今冬以降の原油価格は、概ね1バーレル80ドル前後で推移するとの見方がある一方、世界的な金融の混乱が続くなかで景気の先行き不安の高まりや株価、实体经济の低迷が長引いた場合、行き場を失った投機的なマネーが原油市場へ流入し、消費者はまたも異常な価格に翻弄される可能性が高いことが強く懸念されます。

国内の灯油価格は、石油元売り会社が今年6月から卸価格の算定方式を改定し、元売り会社主導の値決めが強まっています。そのため、空前の円高にある今の状況下でも、昨年より高い価格でシーズンインするのは確実で、県内の灯油価格は、10月平均配達灯油は1リットル76.3円と昨年同時期の1リットル68.8円より高くなっています。

(灯油価格はいずれも税込価格で、石油情報センターが発表する月次調査数値です。)

くらしや地域経済が一層きびしくなる中、家計への負担増が心配です。特に、高齢者や生活弱者に対しては、「福祉灯油」などのあたたかい支援が必要です。

つきましては、県民の生活を守るために、青森県として以下の対策を行っていただくよう、強く要請します。

謹白

記

1. 青森県として、生活弱者支援として「福祉灯油」への補助などの実施・拡充の対策を講じること。
 2. 国に対して、以下の内容の働きかけを行うこと。
 - 1) 需給を反映した原油価格となるよう、日本が率先して各国と連携し、「投機マネー」の規制を推進すること。
 - 2) 国内の石油元売り会社に対して、意図的在庫削減や出荷規制、便乗値上げが行われないう、効果のある対策を講じること。
 - 3) 「新しい石油行政」施策の必要性を申し入れること
- 政府は、1996年3月、特定石油輸入暫定措置法を廃止し、1997年6月には、石油流通における「行政不介入」を旨とする報告書をまとめました。こうした規制緩和の進行により、私たちのくらしはますますきびしくなり、灯油価格の高騰がさらに家計を圧迫しています。適正価格と安定供給のために、行政の責任や役割をもっと発揮すべきです。

以上